

## 安全マネジメントの構築と運用（第82期）

### 1 輸送の安全に関する基本的な方針

社長及び安全統括管理者は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、安全を構築するための組織体制を整備するとともに、安全に関する基本的な方針を次のとおり定めております。

当社の基本理念である「お客様に、安全、快適、満足を提供し地域に密着した愛される企業を目指し」不断の努力を重ねます。

さらに、「安全」は信用への源であることを肝に銘じ

- 1 安全を最優先する組織の構築
- 2 お客様を第一に考えた安全、快適、満足の提供
- 3 安全を支える社員の能力向上と健康の保持

を社員に周知させるとともに、全社員が一丸となり、絶えず「安全の確保及び向上」に努め、法令や社内規則を守り、公共交通機関としての社会的責任を果たします。

### 2 輸送の安全に関する目標及び達成状況

以下の3項目を目標として取り組み

- 安全を最優先する組織の構築
- お客様を第一に考え安全、快適、満足を提供
- 安全を支える社員の能力向上と健康の保持

それぞれの目標を達成すべく

- 適材適所への人事配置による強固な組織の構築
- 社員教育によるお客様第一主義の推進
- 運転実技訓練や安全教育による安全運転能力の向上や職員の定期健康診断結果に基づく適切な健康指導

などにより、目標達成に向け鋭意推進中です。

### 3 事故に関する統計（H27.10.1～H28.9.30）

自動車事故報告規則第2条に規定する重大事故の発生はありません。

### 4 安全管理規程

別紙「安全管理規程」のとおり

### 5 安全統括管理者に関する情報

自動車事業部長 山田取締役

## 6 輸送の安全に関する組織体制、指揮命令系統及び事故、災害等に関する連絡体制 別紙「緊急時の連絡体制」のとおり

## 7 輸送の安全のため講じようとする措置及び講じた措置

### (1) 安全の確保

安全の確保のため、バスに責任ある死亡事故等の重大事故の抑止目標を0件として取り組み、目標を達成しました。

重大事故以外のバスに責任ある事故件数を、過去3年間の平均事故件数の3割減を目標に取り組みましたが、達成には至らなかったものの、前年より発生件数は減少しました。

### (2) 安全機器等の導入と活用

ドライバーの安全意識向上に効果がみられるドライブレコーダーの全車導入を目指し、また高性能なアルコール検査器を導入し、安全運転の確保を推進しました。

事故が発生した際のドライブレコーダー画像の解析による事故再発防止対策を推進し、厳格なアルコール検査により、飲酒運転を撲滅しております。

### (3) 乗務員研修の充実と適性診断の実施

自動車対策機構講師によるドライブレコーダーを使用した乗務員等の安全教育により安全意識の向上を図りました。

適性診断においても、診断結果に基づき個別に指導を行ない、乗務員の個々の特性の理解による事故防止を図っております。

### (4) ヒヤリ・ハット集の発行

乗務員が把握している事故多発地点や、実際に事故が発生した場所をヒヤリ・ハット集として各営業所等に発行し、安全のための情報の共有を図っております。

### (5) その他

交通安全運動期間中は、各交通安全運動推進団体とキャンペーン等の安全運動を推進し、職員による交通立哨を行うほか、交通安全のワッペン装着、桃太郎旗による広報などに積極的に取り組んでおります。

## 8 輸送の安全に関する教育及び研修の状況

### (1) 毎年、乗務員研修計画を策定し、次の要領で実施しております。

- 新規採用者研修 ~新規採用された乗務員を対象に、採用時、本社、整備部並びに各営業所等で行う。本社・整備部研修は4日間とし、営業所では必要な期間実施する。
- 定期研修 ~社員基本研修として3年ごとに適性診断及び本社等での研修を実施する。
- アクシデント研修 ~重大な有責事故を起こした乗務員に対し、適性診断及び本社等での研修を実施する。

- 熟練研修 ～65歳に達した乗務員に対し、適性診断及び本社等での研修を実施する。
- 新規高速要員研修 ～高速路線担当乗務員となる者を対象に、適性診断及び本社等での研修を実施する。
- 高速要員年次研修 ～高速路線担当乗務員を対象に、毎年1回適性診断及び本社等での研修を実施する。
- 特別研修 ～上記以外に、第81期は自動車事故対策機構の講師による講習を全乗務員を対象として実施した。

## 9 輸送の安全にかかわる内部監査結果及びそれに基づき講じた措置並びに講じようとした措置

全営業所、事業所に対して内部監査を実施し、安全対策に対する取組状況や備えるべき書類等の管理状況を点検しました。

安全対策の効果的推進方法を指導したり、各簿冊の管理による安全対策の推進方法について具体的に指導しております。

別紙

# 安全管理規程

南国交通株式会社

# 南国交通 安全管理規程

## 目次

### 第一章 総則

### 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

### 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

### 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条及び第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

## 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

### (輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

### (輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施

すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
  - 二 運行管理者
  - 三 整備管理者
  - 四 その他必要な責任者
- 2 営業所等所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、当該営業所等社員を統括し、指導監督を行う。
- 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める体制系統表による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
  - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

- 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

#### (安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 九 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

### 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

#### (輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

#### (輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

#### (事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、別に定める体制系統表による。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者が、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。

- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関するのために講じた措置及び講じようとする措置、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。



- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

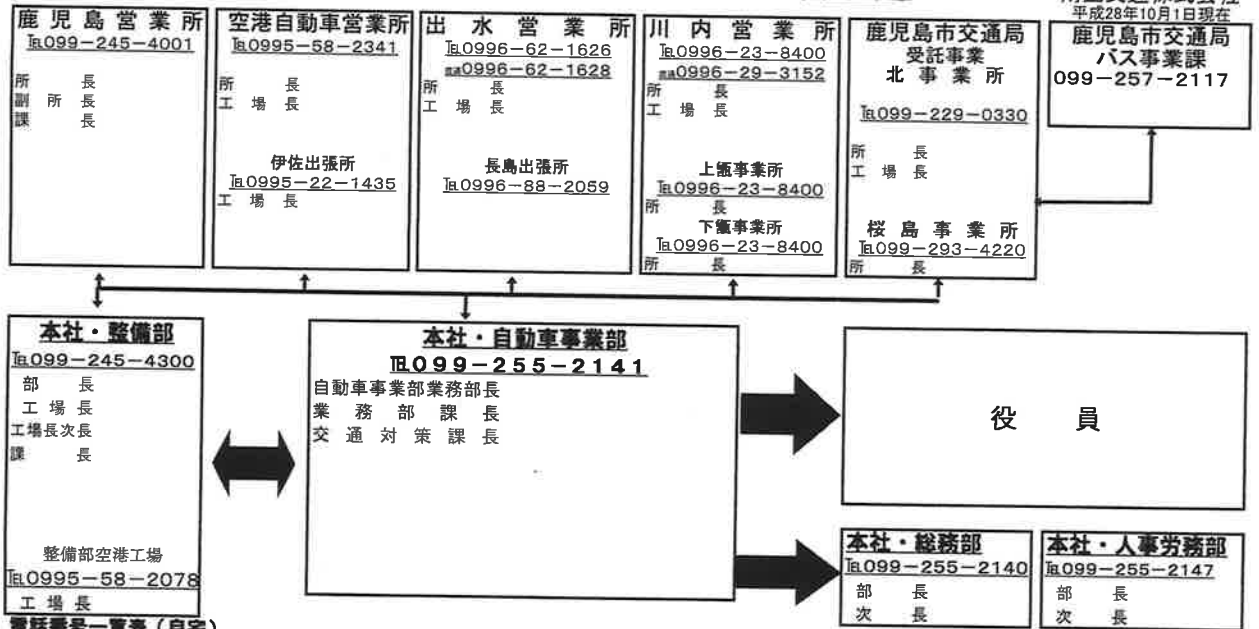
付則

- 1 この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から実施する。
- 2 平成 28 年 12 月 7 日改訂

# 別紙

# 緊急時の連絡体制

南国交通株式会社  
平成28年10月1日現在



電話番号一覽表(自宅)

本社  
役員

自動車事業部  
自動車事業部業務部長  
業務部課長  
交通対策課長

総務部・人事労務部  
取締役総務・人事部長  
総務部次長  
人事労務部次長

整備部  
整備部長  
工場長  
工場長次長  
課長  
整備部空港工場  
工場長  
鹿児島営業所  
所長  
副所長  
課長  
空港自動車営業所  
所長  
工場長  
空港自動車伊佐出張所  
工場長

出水営業所  
所長  
工場長  
川内営業所  
所長  
工場長  
川内営業所上飯事業所  
所長  
川内営業所下飯事業所  
所長  
鹿児島市受託事業北事業所  
所長  
工場長  
鹿児島市受託事業桜島事業所  
所長